

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【参照条文】

法務省大臣官房司法法制部

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 参照条文

目 次

- 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）

令和4年12月7日作成
同日現在、公布未施行なし

○裁判所職員定員法

(昭和二十六年三月三十日)

(法律第五十二号)

第十回通常国会

改正 昭和二六年一二月六日法律第二九八号

(裁判所職員定員法)

一一六

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 二 四年 | 二 三年 | 二 二年 | 二 〇年 | 一 九年 | 一 九年 | 一 八年 | 一 七年 | 一 六年 | 一 五年 | 四 月九日 | 同 | 三 月三十一日 | 同 | 三 月三〇日 | 同 | 三 月三一日 | 同 | 三 月三〇日 | 同 |
| 九 月 | 四 月二 五日 | 三 月三 一日 | 四 月一 日同 | 五 月三 〇日同 | 三 月三 一日晚 | |
| 第 七 五号 | 第 一 八号 | 第 一 一号 | 第 一 一号 | 第 一 一号 | 六 〇号 | 一 七号 | 一 三号 | 七 号 | 二 四号 | 一 〇号 | 二 七号 | 三 号 | 第 二 七号 | 第 一 〇号 | 第 二 五号 | 第 二 〇号 | 第 二 九号 | 第 二 六号 | 第 一 三号 |

裁判所職員定員法

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の全部を改正する。

| 区分 | 員數 |
|---------|--------|
| 高等裁判所長官 | 八人 |
| 判事 | 一五五人 |
| 判事補 | 二、一五五人 |
| 簡易裁判所判事 | 八五七人 |
| | 八〇六人 |

(昭一九法一八七·昭三三法一五一·昭三四法三一·昭三五法二六·昭三六法一九·昭三七法一五·昭三八法二五·

昭三九法三九・昭四〇法二八・昭四一法二三・昭四二法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭四五法六・昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭四五法六・昭四六法七・昭五〇法一九・昭五一法一九・昭五二法二三・昭五三法二二・昭五四法一七・昭五五法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六二法一七・昭五五法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭五八法一九・昭五九法一一・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六二法一六・昭六三法一二・平元法一六・平二法一八・平三法一九・平四法一九・平五法二三・平六法二六・平七法二九・平八法二〇・平九法二五・平一〇法一〇・平一一法二七・平一二法二七・平一三法三・平一四法一〇・平一五法二四・平一六法七・平一七法一三・平一八法一三・平一九法一七・平二〇法一・平二一法一一・平二二法一一・平二三法一八・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七法二五・平二八法五一・平二九法一七・平三〇法一四・平三一法一五・令二法二〇・令四法三〇・一部改正)

第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万七千七百七十五人とする。

(昭二六法二九八・全改、昭二七法一五五・昭二九法一八

七・昭三〇法五六・昭三三法一一五・昭三四法一六八・昭三五法二六・昭三五法一六四・昭三六法一九・昭三七法一五・昭三八法二五・昭三九法三九・昭四一法二三・昭四一法二一・昭四一法二六・昭四三法六・昭四四法一〇・昭

四五法六・昭四六法七・昭四七法九・昭四八法九・昭四九法一四・昭五〇法一九・昭五一法一九・昭五二法二三・昭五三法二二・昭五四法一七・昭五五法二〇・昭五六法六・昭五七法二六・昭六〇法二〇・昭六一法一六・昭六二法一六・昭六三法二二・平元法一六・平二法一八・平三法一九・平四法一九・平五法二三・平六法二六・平七法二九・平八法二〇・平九法二五・平一〇法一〇・平一一法二七・平一二法二七・平一三法三・平一四法一〇・平一五法二四・平一六法七・平一七法一三・平一八法一三・平一九法一七・平二〇法一・平二一法一一・平二二法一一・平二三法一八・平二四法七五・平二五法一六・平二六法一八・平二七法二五・平二八法五一・平二九法一七・平三〇法一四・平三一法一五・令二法二〇・令三法二〇・令四法三〇・一部改正)

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年一二月六日法律第二九八号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四年七月一日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和四年政令第三八〇号で昭和四年一二月三日から施行)

附 則 (昭和四七年三月二一日法律第九号)

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三一日法律第一九号)

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三一日法律第一二〇号)

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年三月三一日法律第一一七号)

この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年三月三一日法律第二〇号)

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月三一日法律第六号)

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月三一日法律第二六号)

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月三一日法律第一九号)

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月三一日法律第一一九号)

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日法律第一〇号)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三一日法律第一六号)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三一日法律第一六号)

この法律は、昭和六一年三月三一日法律第一六号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三一日法律第一二二号)

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三一日法律第一六号)

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日法律第一八号)

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日法律第一九号)

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日法律第一二一号)

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三一日法律第二六号)

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三一日法律第二九号)

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年三月一七日法律第二九号)

この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年三月三一日法律第一〇号)

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三一日法律第一五号)

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二七日法律第一〇号)

この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月二一日法律第二七号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二一七号)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日法律第三号)

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二一日法律第一〇号)

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月九日法律第二四号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第一三号)

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一三号)

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第一七号)

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条 (検察審査会法第七条第四号及び第十六条第一項の改

正規定、同法第十七条に一項を加える改正規定、同法第十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条の改正規定に限る。) 及び附則第五条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附 則 (平成二〇年四月一日)

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一一号)

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年四月二二日法律第一八号)

この法律は、平成二十三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七五号)

この法律は、平成二十四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日法律第一六号)

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

ずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二六年四月四日法律第一八号)

この法律は、平成二十六年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二七年五月一一日法律第二五号)

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二八年六月二日法律第五二号)

この法律は、平成二十八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二九年四月一一日法律第一七号)

この法律は、平成二十九年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一八日法律第一四号)

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成三一年四月一六日法律第一五号)

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和二年四月一四日法律第一〇号)

この法律は、令和二年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和三年四月一四日法律第一〇号)

この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (令和四年四月一一日法律第三〇号)

この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。